

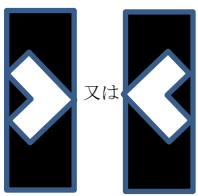
運転支援プロジェクションに係る基準について（UN-R48,149 関係）

● 適用範囲

- 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）

● 概要

- 運転支援プロジェクションについて、「灯火器の取付方法に関する協定規則（UN-R48）」及び「照射灯火に係る規則（UN-R149）」の改訂案が、令和4年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- 配光可変型前照灯を備える自動車は、運転者の運転操作を支援するため、以下の警告に限り、運転支援プロジェクションを路面に投影することができることとする。

投影できる運転支援プロジェクション			
			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

- 改正時期（予定）： 令和5年1月上旬
- 適用時期（予定）： 令和8年9月